



# 2026年から変わる! 60歳以上の駐在

**Q** 当社は上海、青島、大連などに子会社を有し、駐在員を20名以上派遣しています。そのうち、本部長以上の高級管理職の中には60歳以上の者も多く在職しています。最近、60歳以上の外国人は就労許可が取得できなくなったとの情報が報じられていますが、この情報が事実であれば当社の人事体制は大きく混乱し、日常経営にも支障をきたすこととなります。つきましては、当該情報の真偽と、政策変更の内容およびその対策について教えてください。

**A** 「60歳以上の外国人は就労許可を取得できなくなった」という情報は正確性に欠けます。60歳以上の外国人が就労許可を取得できるか否かは、申請する就労許可の種類によって決まります。2026年1月より、中国の多くの地域でB類就労許可の年齢制限が厳格化されました。具体的には、60歳以上の外国人によるB類の新たな申請は原則として承認されなくなりました。さらに、B類の更新も、現在多くの地域では最大1回のみ、かつ1年以内の延長しか認められていません。

以下に今回の政策変更の詳細とその対策について詳述します。

中国の現行制度では、外国人の就労には就労許可の取得が義務付けられています。就労許可にはA、B、Cの3種類あり、それぞれの年齢制限や政策の動向が異なります。年齢制限について、A類（高度人材）には制限がない一方、B類（専門人材）およびC類（その他の人材）は原則として60歳以下とされていますが、国家レベルではB類の人材に対して一定の年齢制限緩和策が設けられています。また、今回の政策変更はB類のみを対象としており、A類とC類に関する変更はありません。

## 1. B類就労許可の大幅な見直し

前述の通り、A類には年齢制限はありませんが、認定基準が厳しく、申請は困難です。C類は短期または一時的な就労に限られ、かつ申請枠が厳格に制限されており、一部の地域では政府が認定したフランスおよびドイツの実習生にのみ発行されています。そのため、大多数の外国人が保有する就労許可はB類となっているように見受けられます。

B類については、『外国人来華就労許可サービスガイド（暫定）』（17年4月1日施行）第7条（四）において、「……年齢が60歳を超えないこと。ただし、確かに需要があり、イノベーション・起業人材、専門技能人材、優秀な外国人卒業生、ポイント制に基づく外国人専門人材の基準を満たす者、および政府間協議や協定を履行する者については、年齢……等の制限を適宜緩和することができる」と明確に規定されています。すなわち、国家レベルでは60歳を超えないことを原則としつつも、比較的広範な年齢緩和規定が設けられています。

実際に、同ガイドの施行から25年末までの間、B類については中国の多くの都市で65歳までの年齢緩和措置が

取られていました。また、一部の都市では70歳までの延長や、年齢制限を設けないなど、より緩やかな政策を採用している地域もありました。例えば、上海市ではポイント制で60点以上の専門人材に対して65歳まで<sup>注1</sup>、北京市では『国際職業資格リスト』の資格保有者に対して65歳まで（ハイテク・先端産業分野では70歳まで）<sup>注2</sup>、青島市では22年2月から24年1月まで年齢制限なしとする<sup>注3</sup>など、地域ごとに差異が見られました。

しかし、26年から、B類に対する各地の年齢緩和政策が段階的に見直され、「60歳」という上限規定（男女問わず）を厳格に適用する方向へ転換しました。現時点での主要な政策<sup>注4</sup>は以下の通りです。

(1) 新規申請（転職を含む）：60歳に達している場合、B類の申請は一切認められない。

(2) 更新：

① 申請時に60歳に達している場合、原則として1回のみ延長が可能で、その期間は1年を超えないものとする。

例えば、所持しているB類就労許可の有効期間が24年5月1日から26年4月30日（2年間）であり、26年4月に更新申請を行う時点で年齢が60歳5カ月の場合、既に60歳に達しているため延長は1回のみ可能であり、最長でも27年4月30日までとなる。

② 申請時に60歳に近い場合、原則として最長でも法定定年年齢までの延長となる。

例えば、所持しているB類就労許可の有効期間が24年5月1日から26年4月30日（2年間）であり、26年4月に更新申請を行う時点で年齢が59歳2カ月（1967年2月生まれ）の場合、最新の定年延長政策<sup>注5</sup>により定年年齢は60歳7カ月となるため、2年間の延長は認められず、最長でも2027年9月（＝法定定年年齢）までとなる。

なお、今回の政策はまだ初期段階であり、今後さらな

# 員の就労許可—最新政策と実務対策—

北京市大地律師事務所  
弁護士 熊琳

る調整が行われる可能性もあります。したがって、各地域の関連政策の動向を継続的に注視し、人事配置を適時調整する必要があります。

## 2. 対策

60歳に近い、または既に60歳に達している駐在員が、就労許可問題を合法的に解決する方法としては、以下の2つが考えられます。

### (1) A類就労許可の取得（年齢制限なし）

多くの外資企業にとって、「給与基準」はA類を申請する上で最も一般的かつ実現性の高い方法の一つです。具体的には、月給が当該地域の前年度平均賃金の6倍に達することです<sup>注6</sup>。例えば北京市では、26年2月以降に適用されている最新の平均賃金（税引前）は月額1万1937元ですので、その6倍の7万1622元、年収に換算すると約86万元が基準となります。

給与基準に加え、「国内人材導入計画への選定」、「国際的に認められた専門実績評価基準を満たす人材（フォーチュン500企業の本社の高級管理職や技術開発の主要メンバー、子会社または地域本部の副総経理以上の管理職、技術開発責任者などの経験がある方など）」、「ポイント制で85点以上」のいずれかの条件を満たす場合も、A類を取得することが可能です。

### (2) 外国人永住権（グリーンカード）の取得

永住権を取得した外国人は、年齢制限なく中国で就労できます。別途就労許可を取得する必要もないため、高齢の駐在員の問題を根本的に解決する方法となります。

日本人駐在員、特に本部長級以上の管理職の中には、60歳に近い、または既に60歳に達している方も少なくないため、中国での就労問題は日系企業にとって避けて通れない重要な課題となっています。今回のB類就労許可における年齢制限の強化は、中国政府が外国人人材の選別をより厳格化していることを示しています。すなわち、年齢制限を通じて、より若く、より高度な専門知識を持つ人材の誘致に重点を移しています。これは、駐在員の若年化や高齢者の再配置など、駐在員の人事戦略の抜本的な見直しを迫るものです。

B類は多くの外資企業が就労許可を取得する際の主たる選択肢であるため、今回の政策変更は短期的にも長期的にも日本本社や現地企業の人事戦略に重大な影響を及ぼすと予想されます。また、各地政策の運用に差異があることも、管理の難度を高める要因となっています。リ

スクを回避するためには、現地企業の所在地における最新の政策を事前に把握し、駐在員個人の条件とも照らし合わせたくて、合理的な人事戦略を策定することが肝要となるでしょう。

注1：出典：上海「一網通辦」プラットフォームの外国人向けサービスコーナーよくある質問一覧—外国人の中国就労許可に関するよくある質問 Q22。

注2：『北京市人力資源・社会保障局、北京市人材工作局による「北京市国際職業資格認定目録（2025年版）」の公布に関する通知』第1条（1）『国際職業資格リスト』の資格保有者……外国人労働者が就労許可を申請する場合、学歴、学位、職務経歴の制限を受けず、年齢制限は65歳まで緩和される（ハイテク・先端産業分野においては70歳まで緩和される）……。

注3：『青島市人民政府弁公庁による「青島における外国人の就労管理サービス暫定弁法」の公布に関する通知』（現在は失効）第8条……外国の専門人材（B類）について、年齢制限はない……。同通知は22年2月1日より施行され、24年1月31日に失効している。

注4：弊所が現在把握している情報によると、今回のB類就労許可の年齢制限強化に関する政策について現時点で公式的な文書は存在せず、主に「外国人来華就労許可管理サービスシステム」上の最新の変更に基づいている。ただし、ここで述べた調整後の政策内容は、現在多くの地域で採用されている一般的な方針であり、一部の地域において差異が生じる可能性も排除できない。例えば、一部の地域では、B類就労許可の更新時に適用される年齢基準が「60歳」ではなく、「最新の法定定年年齢」となっている場合がある。

注5：『全国人民代表大会常務委員会による法定定年年齢の段階的引き上げの実施に関する決定』の規定に基づき、25年1月1日より最新の法定定年年齢が適用されている。すなわち、男性労働者の法定定年年齢が従来の60歳から63歳へ、女性労働者の法定定年年齢が従来の50歳・55歳から、それぞれ55歳・58歳へと段階的に引き上げられる。26年のB類就労許可政策の調整後、一部の地域では、外国人のB類延長手続きに際して男女を問わず一律に男性労働者の基準で法定定年年齢が算定されている。

注6：B類就労許可の場合は、当該地域の前年度平均賃金の4倍となっている。北京市の場合、26年2月以降に適用された最新の「当該地域の前年度平均賃金（税引前）」は月額1万1937元であり、その4倍の4万7748元、年収に換算すると約57万元が基準となる。